



® 平成 29 年 11 月 15 日 (水)

No. 14570 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第18回 タイ …………… (1)

世界の知的財産法

第18回 タイ

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

タイ王国(以下「タイ」という)は、インドシナ半島の中央部に位置する、人口約6700万人の立憲君主制国家である。多くのアジア諸国と異なり、西欧列強により植民地支配されることなく、現在まで独立を維持してきた。

従来より、製造業を中心とする多くの日本企業が、タイ企業との貿易を行い、またタイに対する投資を

行ってきたことから、タイは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。タイは、急速な発展を続けるメコン経済の中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなタイの重要性に鑑みると、タイの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
河合 隆慶
中山 健一
坪内 伸
田中 達也
西尾 隆弘
朴 瑛哲
君塚 絵美
大島 かおり

塚中 哲雄
鈴木 治
村松 由布子
甲原 秀俊
高橋 林太郎
石川 雅章
真能 清志
阿部 拓郎
田中 睦美

澤田 達也
福尾 誠
寺嶋 勇太
太田 昌宏
福井 敏夫
永久保 宅哉
石井 裕充
井上 高雄
宮谷 昂佑

富田 和幸
齋藤 恭一
結城 仁美
吉澤 雄郎
酒匂 健吾
色部 暁義
藤本 一
辻 啓太
廣 昇

下地 健一
池田 浩
川原 敬祐
小松 靖之
柿沼 公二
田浦 弘達
鈴木 俊樹
塩川 未久
鈴木 裕貴

大倉 昭人
吉田 憲悟
岡野 大和
伊藤 怜愛
神 紘一郎
門田 尚也
内海 一成
橋本 大佑
Stephen Scott

栗野 晴夫
山口 雄輔
前田 勇人
片岡 憲一郎
坂本 晃太郎
加藤 正樹
市枝 信之
鈴木 麻菜美

所員178名うち弁理士63名、
欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

そこで、今回は、タイの知的財産法の概要を紹介することとしたい²。

II 知的財産法全般

1 概要

タイの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

タイは、歴史的に欧米諸国による植民地支配を受けなかったため、他の多くのアジア諸国のように宗主国の法制度の影響を強く受けるということではなかったが、フランス、英国、ベルギー等の西洋の法律家を法律顧問として招聘して、基本的な法制度を構築した。

タイの知的財産法制度は、主に、特許法、商標法、著作権法、営業秘密法、地理的表示保護法、集積回路配置設計保護法、植物品種保護法、CD製品製造保護法等により構成されている³。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

タイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、WTO協定、TRIPS協定、特許協力条約(PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するタイの政府機関のうち最も主要なものである「商務省知的財産局」(Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP))は、主に特許、小特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

2 外資誘致のための政策で知財に関連するもの

タイは、近年、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連するものとして、国際地域統括本部(International Headquarters (IHQ))がある。これは、「国外の1社以上の関連会社に対し、経営管理・技術・支援・財務管理等のサービスを行う国内企業」のことであり、さまざまな優遇を受けることができる。

歳入庁からIHQの認定を受けるための要件は、以下のとおりである。

- ①会計年度末における払込済み登録資本金が、1,000万バーツ以上であること。

- ②1カ国以上の外国の関連会社又は支店に対し、管理サービス又は財務サービス等の統括機能サービスを行っていること。

- ③年間1,500万バーツ以上の販売費及び一般管理費(駐在員給与等の人件費等を含む)を計上すること。優遇措置は、投資委員会(Board of Investment (BOI))が付与するものと、歳入局が付与するものがある。

投資委員会(BOI)がIHQに付与する優遇措置としては、輸出製品の製造のための原材料の輸入関税の免除、外貨送金・ビザ・労働許可・土地所有の許可等の便宜等がある。

歳入局がIHQに付与する優遇措置としては、15会計年度にわたり、特定の収入(国外関連会社に対する統括機能サービスによる収入、国外関連会社からのロイヤルティ・配当金収入、国外関連会社の株式譲渡収入等)についての法人所得税の免税、特定の収入(国内関連会社に対する統括機能サービスによる収入、国内関連会社からのロイヤルティ収入)についての法人所得税の軽減税率(10%)の適用、外国人被用者の国内源泉所得の個人所得税率が15%に引き下げられること、IHQが支払う配当金・利子の源泉税の免除、IHQが受け取る貸付金利子の特別事業税の免除等がある。

III 特許

1 概要

タイでは、TRIPS協定で定められた要件を満たすため、1999年に特許法が改正された。2008年8月には、タイにおいてもパリ条約が発効したため、タイに特許出願を行う際、パリ条約に基づく優先権主張が可能となった。また、2009年12月には、特許協力条約(PCT)も発効したため、国際特許出願も可能となった。2017年現在も、新たな改正が検討されている。

タイの特許法は、発明特許、意匠及び小特許について規定している。小特許は、実用新案に類似するものであるが、特許法は、小特許について発明特許の多くの規定を準用しているため、本稿では、まず発明特許について概要を説明し、その後、小特許の特徴を紹介することとしたい。意匠については、項を改めて述べたい。

2 発明・特許

特許法によると、「発明」とは、新しい製品若し